

佐賀県告示第 48 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 9 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 2 年 3 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 メチル = 2 - [ 1 - ( 4 - フルオロブチル ) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド ] - 3 , 3 - ジメチルブタノアート（通称名：4F-MDMB-BINACA）及びその塩類
- (2) 化学名 N - [ 1 - ( 2 - フェニルエチル ) ピペリジン - 4 - イル ] - N - フェニルペンタンアミド（通称名：Valeryl fentanyl）及びその塩類
- (3) 化学名 ( 8 R ) - 1 - アセチル - N , N - ジエチル - 6 - メチル - 9 , 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキサミド（通称名：ALD-52、1-Acetyl-LSD）及びその塩類
- (4) 化学名 1 - ( 1 , 3 - ベンゾジオキソール - 5 - イル ) - 2 - ( ブチルアミノ ) ペンタン - 1 - オン（通称名：N-Butylpentylone）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。